

## 3 0 学校教育の充実について

( 文部科学省 )

### 【内容】

- (1) 教員が子どもと向き合う時間の確保や学習支援が真に必要な児童生徒への支援などのため、小学校第2学年の35人学級編制の法制度化を始めとした少人数学級の推進や、生徒指導面の教育課題等に対応する教員配置のさらなる充実を図るとともに、計画的に教職員の採用及び配置が行えるよう、中長期的な新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、その実現を図ること。
- (2) 教育における地方分権を進めるため、任命権が付与されている政令指定都市について、給与負担、教職員定数、学級編制に関する権限を移譲することにより権限を一元化し、政令指定都市が自主的、主体的な教育行政を展開できるように制度の見直しを行うこと。

### ( 背景 )

平成22年7月に出された中央教育審議会の初等中等教育分科会からの提言において、教職員定数の改善に取り組む必要があるとされたため、文部科学省は平成23年度に小学校第1学年における学級編制の標準を35人に引き下げる法改正を行った。

また、文部科学省は平成23年6月に「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」を設置して検討を進め、中間とりまとめにおいて速やかに講ずべき方策として示された小学校第2学年への35人編制の拡大や、日本語指導、通級指導などの加配定数の充実について24年度の概算要求に計上した。その結果、小学校第2学年の35人編制の法制度化は見送られたものの、加配定数の活用により同学年の36人以上学級の解消を図るとともに、加配定数については要求どおりの改善を図った。

なお、今後の少人数学級の推進や個別の課題に対応するための教職員定数については、効果検証を行いつつ、学校教育の状況や国・地方の財政状況を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが財務省、文部科学省の両省間で確認されている。

本県においては、少人数指導加配定数の活用や県単独定数により、独自に小学校第2学年及び中学校第1学年で35人学級を実施しているところであるが、地方財政は厳しく、これを措置することは困難な状況にある。また、特別支援教育の充実、外国人児童生徒等への日本語指導の充実、養護教諭の役割の高まりへの対応など、今日的な教育課題に対応するためには、学級編制の標準の引き下げを含めた中長期的な教職員定数改善計画が早期に実現されることが必要である。

現在、政令指定都市における県費負担教職員の任命(人事)権は政令指定都市が有し、都道府県が給与負担をしているため、任命権者と給与負担者が異なるという「ねじれ」状態にある。

( 参 考 )

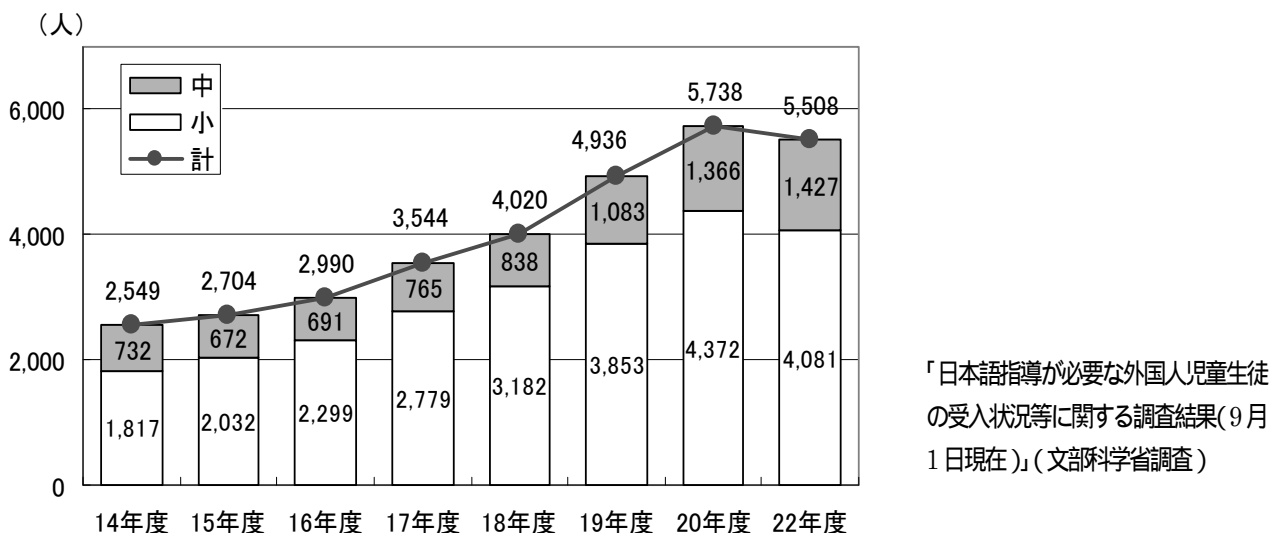
少人数学級(35人編制)の実施状況【本県】

| 年 度 | 実施学年                 | 市町村数    | 増加学級数 | 該当校数 |
|-----|----------------------|---------|-------|------|
| 16  | 小学校第1学年              | 29市25町村 | 243学級 | 243校 |
| 17  |                      | 32市18町村 | 264学級 | 264校 |
| 18  |                      | 35市18町村 | 278学級 | 278校 |
| 19  |                      | 35市14町村 | 262学級 | 262校 |
| 20  | 小学校第1・2学年            | 35市20町村 | 534学級 | 424校 |
| 21  | 小学校第1・2学年<br>中学校第1学年 | 35市21町村 | 736学級 | 631校 |
| 22  |                      | 37市16町村 | 735学級 | 636校 |
| 23  |                      | 37市14町村 | 757学級 | 659校 |
| 24  |                      | 38市11町村 | 729学級 | 634校 |

平成23年度から、小学校第1学年の35人学級は法制度化された。

小学校2学年及び中学校第1学年の35人学級は、研究指定校として1学級増につき教員1人を加配。

日本語指導が必要な外国人児童生徒数の状況【本県】



国の教職員定数改善計画の状況

